

2025年度 (令和7年度)

学校生活ハンドブック



堺市立南八下中学校

所在地 〒599-8103 堺市東区菩提町2丁58番地

電話 072-286-5571 FAX 072-286-5572

ホームページ <http://www3.sakai.ed.jp/minamiyashimo-j/>

目 次

■目次	1
■教育目標、校訓、校歌	2
■中学校の概要	3
■今年一年の覚え書き等	4
■日課表と時間割表	5
■学校生活の案内	6～7
■校則について	8
■保健室の利用について	9
■図書室利用について	10
■非常災害時の措置について	11～12
■生徒会規約	13～15
■メモ	16～17
■学校で必要な用品	18

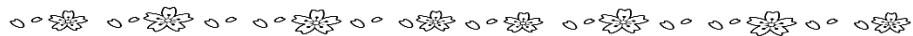


教育目標

知性と創造性に富み、人権を重んじあらゆる差別をなくす豊かな人間性を身につけた心身ともにたくましい民主的実践人の育成に努める。

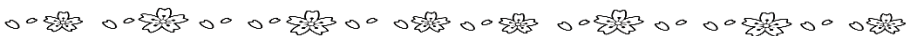
校 訓

自主 意欲的に学び正しい判断力を持ちすすんで行動する生徒
協同 助け合い励まし合いみがき合う心豊かな生徒
創造 心身を鍛え明るく豊かな生活をつくりだそうとする意欲を持つ生徒



									校									
									歌									
三			二			一												
い	南	し	若	果	古	い	南	協	朝	緑	流	い	南	堅	光	ゆ	一	
ざ	八	か	さ	て	き	ざ	八	同	陽	豊	れ	ざ	八	い	輝	かし	生	
励	下	と	み	な	き	育	下	進	に	かな	さ	学	下	絆	く	しき	駒	
ま	の	培	な	き	る	て	の	取	映	こ	や	ば	の	の	学	遺	の	
ん	願	う	ぎ	る	の	ん	友	の	ゆる	こ	け	ん	誉	自	舎	跡	峰	
	い	創	る	の	わ	と	愛	け	学	こ	な	れ	れ	主	に	偲	に	
	を	造	の	空	が	も	厚	な	び	河	大	も	も	なる	び	立		
	こ	の	舎	の	堺	ど	く	姿	舎	内	和	も	高	心	つ	ち		
	め	基	に	下		に			に	川		く						
	て																	

小谷雅一 作詞
文屋知明 作曲



堺市立南八下中学校の概要

(1) 開校

- ・昭和62年4月1日

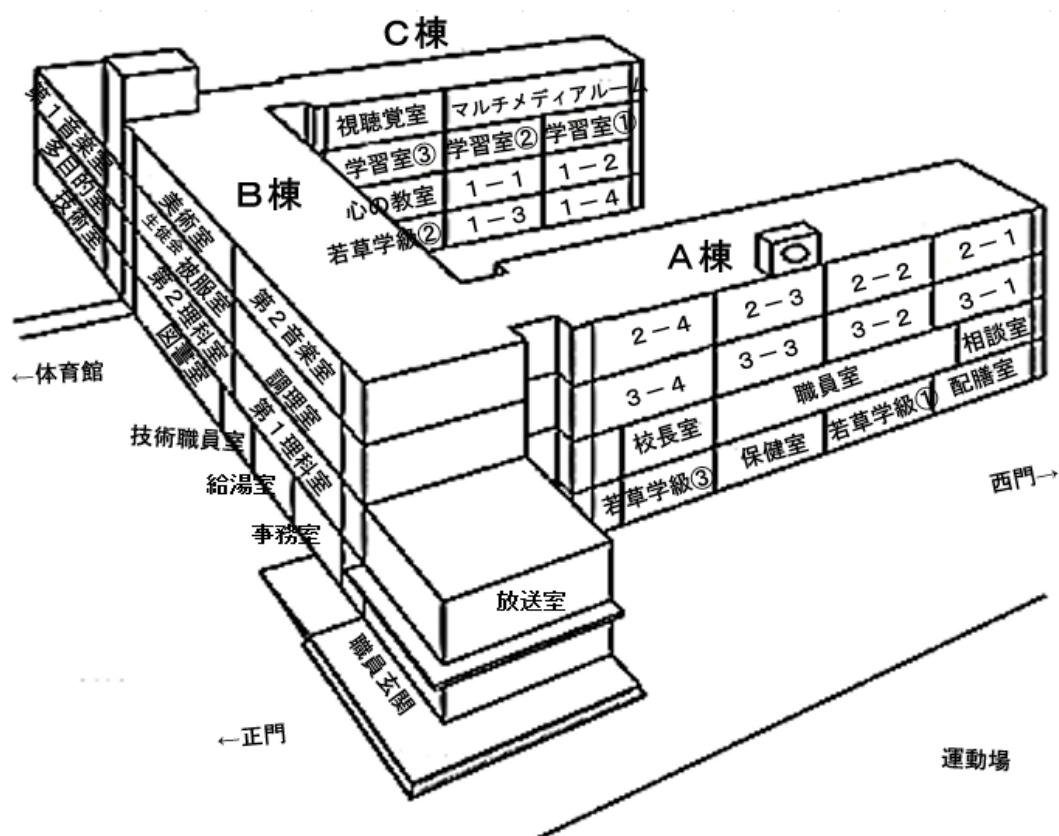
堺市立日置荘中学校・堺市立八下中学校の分離校として新設され、堺市立中学校では38番目の独立校として開校。

- ・昭和62年9月21日 校旗披露式
- ・昭和62年11月15日 開校記念式典 校歌制定発表会

(2) 所在地 〒599-8103 堺市東区菩提町2丁58番地 南海高野線 初芝駅 北東1400m

(3) 校 区 南八下小学校区全域・八下西小学校区全域

(4) 教室配置図



今年一年の覚え書き

学年目標	
学級目標	
私の目標	

前期委員		後期委員	
係		係	
部活動			

今年一年間お世話になる先生方

校長		国語	
教頭		社会	
学年主任		数学	
学級担任		理科	
副担任		英語	
生徒指導		音楽	
保健室		美術	
部活動顧問		保健体育	
		技術	
		家庭	

日課表と時間割表

日課表①（月～金）50分授業

予 鈴	8:25
短学活・朝学習	8:30 ～ 8:40
1校時	8:45 ～ 9:35
2校時	9:45 ～ 10:35
3校時	10:45 ～ 11:35
4校時	11:45 ～ 12:35
昼 食	12:35 ～ 13:15
予 鈴	13:15
5校時	13:20 ～ 14:10
6校時	14:20 ～ 15:10
終礼・清掃	15:10 ～ 15:30

日課表②（月～金）45分授業

予 鈴	8:25
短学活・朝学習	8:30 ～ 8:40
集 会	8:45 ～ 9:30
2校時	9:40 ～ 10:25
3校時	10:35 ～ 11:20
4校時	11:30 ～ 12:15
昼 食	12:15 ～ 12:55
予 鈴	12:55
5校時	13:00 ～ 13:45
6校時	13:55 ～ 14:40
終礼・清掃	14:40 ～ 15:00

※6月から全員喫食制給食が始まるため、時程が変更になります。
終了時刻が若干遅くなる予定です。時程が決定次第、お知らせします。

時間割表①

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

時間割表②

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

学校生活の案内

中学校は、学友との友情を深めながら、学問・修養に励む場です。そのためには、心身ともに健全で、他人に迷惑をかけないばかりではなく、すすんで集団に奉仕し、他人の役にたつ人間になることを目標にしなければなりません。

また、品性の高さを願い、心理と正義を追求し、自主的学習習慣を身につけ、読書し、スポーツに汗を流し、芸術の一端に触れ、将来への「みち」を見極めてほしい。

学校生活を送るにあたって

【登下校について】

- ・始業時刻は 8 時 30 分とする。
(余裕をもって登校し、8 時 25 分のチャイムで着席するようにする。)
- ・最終下校時刻は 4 時 30 分とする。
(但し学校の許可した活動がある場合は、指導者の指示に従う)
- ・交通マナーを守る。
 <日課時限については別に示す>
- ・登下校中、寄り道をしない。

【授業について】

- ・始業チャイムまでには入室・着席し、休憩時間に学習の準備をしておく。
- ・始業の始めと終わりにはしっかりあいさつをする。
- ・授業中はまじめな態度で学習する。

【休み時間・昼食時間】

- ・休み時間に次の授業の準備をする。(特別教室への移動は早めに)
- ・トイレをすませておく。
- ・昼食は家から持ってくる、または、給食を頼んでいる場合は食券を忘れないように。

【服装等について】

- ・服装等は学校で定められたものを正しく着用する。
- ・髪型は中学生らしく質素で清潔にする。

【保健・安全について】

- ・校内では安全第一に行動し、危険なことはしない。(校舎内で走ったり、ボール遊びをしたりしない。)
- ・感染症対策として、教室の喚起を心掛ける。

【礼儀作法について】

- ・お互いに人格を尊重し、粗野な言動をつつしむ。
- ・先生や先輩・友人同士のあいさつを積極的にしよう。

【諸届けについて】

- ・遅刻・早退・欠席・忌引き等をする場合、事前に保護者から担任に連絡する。
当日 8 時 20 分まで tetoru の利用が可能。
- ・8 時 30 分を過ぎて登校した場合は、職員室に行き、「遅刻連絡」用紙を記入してから、教室に行く。
- ・登校後は下校時刻まで無断外出をしてはいけない。（特別な理由がある場合は担任の許可をえる）

【所持品等について】

- ・学習に必要なものや危険なもの、集団生活を阻害しやすいものなどは持てこない。
- ・友達の間での物品の売買・金銭の貸し借りはしない。
- ・所持品には氏名を記入すること。
- ・決められたもの以外、学習用品を置いて帰らない。

【校外生活について】

- ・校外での一人ひとりの行動は、常に南八下中学校を代表していることを自覚する。
- ・家事などの役割分担を積極的に果たそう。
- ・他人への迷惑行為、不健全な遊びは、絶対しない。

【美化・緑化について】

- ・公共物を大切にする。
- ・上履き・下履き・体育館シューズの区別をしっかりとる。
- ・校内の植木を大切にする。

【清掃活動について】

- ・清掃は放課後に班清掃とし、協力しあってすみやかにきれいにする。
- ・清掃用具で修理や交換が必要な物は、清掃場所の担当の先生に連絡する。
- ・簡単清掃の時は、教室のゴミ拾い(汚れていれば掃き掃除)、黒板ふき、机・椅子の整頓などをする。

校則について

上 着	冬	本校指定のブレザー
	夏	半袖ポロシャツ・長袖ポロシャツ
ズボン スカート		本校指定のズボンまたはスカート
ベルト		ズボンの場合：黒、紺、茶色などの目立たないもの。
名 札		左の胸ポケット部分に着用すること。
くつ下		ルーズソックス・模様やレース等の華美なものは不可
ブレザーの中に 着用してもよいもの		セーター・カーディガン（色は黒・紺）
インナー肌着		白を基調とした無地のものまたは体操服
靴	通学	体育の授業に適した運動靴
	体育館	本校指定の体育館シューズ
カバン		本校指定のカバン
頭 髪		中学生らしい、流行にとらわれない髪型 パーマ・脱色染色・エクステ等は禁止 髪をくくる場合は黒・紺・茶の飾りのないもの。
その他		持ってきてよい飲料は、お茶・水・スポーツ飲料のみです。 自転車通学は禁止です（一部地域：八下町のみ許可しています。） →学校から許可証を発行しますので相談してください。 事故防止のため、登校後の校外外出は禁止です。 熱中症対策として、帽子（キャップのみ）、日傘の使用可。 厳冬期には、本校指定のウインドブレーカーを着用してもよい。 厳冬期には、登下校時だけ手袋・マフラー（ネックウォーマー）をしてもよい。 装飾品は身に着けない。 学習に不要な物は持ってこない。（貴重品、携帯電話等） ※自動販売機を利用するためのお金は必要最低限にとどめ、自己管理をする。

保健室の利用について

◎保健室はこんなときに利用しましょう。

- ① 体の具合が悪いとき
- ② ケガをしたとき
- ③ 自分の体や心について相談したいとき
- ④ 保健についての勉強をしたり、資料が欲しいとき
- ⑤ その他(身長や体重の測定など)

◎保健室を利用するときは(体調不良、ケガ等)

- ① 必ず先生の許可をもらうこと。(直接、保健室に行かないこと)
 - ・授業中は教科の先生に
 - ・部活動は顧問の先生に
 - ・休み時間その他は担任の先生、または学年の先生に
 - ・近くに先生がいない時は職員室で許可をもらう。
- ② 急がないときは、なるべく休み時間に行くこと。
- ③ 軽いケガは、水道水でドロを洗い流してから行くこと。
(大量の出血や深い傷の時は、洗わずにそのまま来ること。)

◎保健室の中では

- ① 入室時スリッパをそろえ、学年・組・名前を言う。
- ② いつ頃からどこがどんな症状かを、分かりやすく伝える
- ③ 「失礼します」「お願いします」「ありがとうございました」などのエチケットを忘れずに。
- ④ 保健室内の薬品や物品には、勝手に触らないこと。
- ⑤ 許可なくベッドに寝転ばないこと。
- ⑥ 走ったり大きな声で話したりして騒がないこと。
- ⑦ ケガの処置は原則、初回の応急処置のみです。
(その後の経過で、気になること等があれば見せに来てください。)
- ⑧ 内服薬は使用できません。

◎家に帰ったら

- ① 家の人に、学校で手当てを受けたことを話しましょう。
- ② 病院へ行くようにすすめられた人は、受診して早く治しましょう。後日、保健室まで結果を報告してください。

図書室利用について

1. 図書室開館日は、月～金曜日の昼休みと金曜日の放課後。

* 定期テスト1週間前と午前中授業は閉館 閲覧のみの開館はあり。
図書室入口横の掲示板の開館予定日を確認してください。

2. 図書の閲覧・貸出・返却について

○室内閲覧 ・入室して自由に図書を閲覧する。

・読み終わった図書は必ずもとの棚に戻し、使用した椅子も片づける。

○貸出・貸出は開館中随時

・貸出冊数・・・1回2冊（夏・冬休みは3冊）

・貸出期間・・・**2週間**（臨時延長もあるので、返却日は確認すること）

○貸出手続きについて

① カウンター受付で**学年・組・名前**を図書委員に伝える。

② 借りたい本を図書委員に渡し、貸し出し手続きをしてもらう。

③ 図書委員から手続き後の本を受け取り完了。

○返却手続きについて

① 返却する本を図書委員に渡す。

② 返却手続きが完了した本を受け取り、借りた時と同じ元の本棚に戻す。

○その他

① **返却日は守ること。**

② 2週間で読み切れなかった場合は返却日に図書を持参して、
引き続き借りる手続きをすること。

シリーズ本、人気本は読み終え次第すぐに返却すること。

希望の多い本については読みきれなくても返却してもらうこともある。

③ 借りた図書を破損、紛失したときは担任または図書担当に必ず知らせる。

3. 入室にあたって

入室するときは、スリッパを脱いで靴箱にきちんと入れる。

*グリーンベルトはスリッパで踏まないこと

4. 室内での注意

① 静かにする。図書は椅子にすわって読む。

終われば椅子も図書もきちんと元へ戻す。

② 共同物である図書並びに図書室内の器物は丁寧に扱うこと。

③ 本を独り占めしない。

④ 定められた規則を守らない人は退出させることがある。

⑤ 走り回ったり、本を投げたり、騒がない。

5. リクエストについて

図書室にリクエスト BOX があるので、

リクエスト用紙に切り取らずにくわしく記入すること。

* 中学校にふさわしくない本はリクエストしない。

* 名前の記入のないリクエストについてはお答えしません。



非常災害時の措置について

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。

- 特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては上記によらず、「始業時刻の変更」、「臨時休業」をすることがあります。

【大雨警報が発令されている場合】

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海本線及び南海高野線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。

- 特別警報・大雨警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては上記によらず、「始業時刻の変更」、「臨時休業」をすることがあります。

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

○雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から30分が経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

○屋外での活動を中止し、雷が収まるまで子どもを屋外に出さないようにします。
○下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

○堺市に震度6弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
○震度5強以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。
○状況によっては上記によらず、「始業時間の変更」、「臨時休業」をすることがあります。

2. 始業後

○子どもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。

南八下中学校生徒会規約

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、堺市立南八下中学校生徒会という。

第2条(構成) 本会は、堺市立南八下中学校に在籍する全生徒によって構成される。
本会の会員は、平等に次の権利と義務を持つ。

- (1) 生徒総会、学級会などに出席して、討議と議決に参加する権利と義務を持つ。
- (2) 生徒会執行部役員の選挙権と被選挙権を持つ。
- (3) 本会の議決にしたがうことにより秩序ある学校生活を送る権利を持つ。
- (4) 事業部、部活動へ入部して顧問の先生の指導のもとに、活動することができる。

第3条(目的) 本会は校訓の精神に基づき自主的な生徒活動を通じて生徒各自が南八下中学校生徒としての自覚と誇りを持ち、生徒間の交流を深め、平和で民主的な校風を築くことを目的とする。

第4条(活動) 本会は第3条の目的を達成するため以下の活動を行う。

- (1) 学校環境に関すること。
- (2) 文化、体育的活動に関すること。
- (3) 規律、秩序に関すること。
- (4) 健康安全に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 組織

第5条(組織) 本校は、次の組織で運営する。

- ① 生徒総会 ② 生徒議会 ③ 生徒会執行部 ④ 委員長会 ⑤ 各種委員会
⑥ 事業部 ⑦ 部活動部長会 ⑧ 選挙管理委員会 ⑨ 学級会
以下の条文で各会とは、上記の①～⑨までを指す。

第6条(任期) 役員及び委員の任期は、半年として再任は妨げない。前期は、4月から9月まで、後期は10月から3月までを原則とする。

第3章 生徒総会

第7条(構成) 生徒総会は、生徒全員によって構成される。

第8条(任務) 生徒総会は本会の最高議決機関であり、以下の活動を行う。

- (1) 活動方針及び活動報告の承認
- (2) 本規約改正の審議及び議決
- (3) その他、本会運営上生じた重要事項の審議・議決及び承認

第9条(議決) 生徒議会の議決は、全生徒の過半数の同意を必要とする。

第10条(議案) 議案は、生徒会会長又は、生徒議会議長が提出する。

第11条(議長) 議長、副議長及び書記は、生徒議会の議長、副議長及び書記がこれにあたる。

第12条(開会) 定例生徒総会は、前後期各2回生徒会長が召集する。なお生徒会長又は、生徒議会議長の要求があれば、臨時に開くことができる。

第4章 生徒議会

第13条(構成) 生徒議会は、学級委員長、生徒会執行部によって構成される。議長は必要に応じて、各種委員会の委員長、部活動、事業部その他の代表者の出席を要請することができる。

第14条(任務) 生徒議会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり以下の活動を行う。

- (1) 活動方針及び活動報告の審議及び承認。
- (2) 各会からの提案事項の審議及び議決。
- (3) 本規約改正の審議及び議決。

第15条(議決) 生徒議会は、学級委員長(代議員)の過半数の賛成をもって議決する。賛成、反対が同数の場合は、議長が決定する。

第16条(議案) 議案は、各会から提出される。

第17条(議長) 生徒議会は、学級委員長の中から議長1名・副議長1名・書記1名を選出する。議長は、議会を代表し、議会の運営にあたる。副議長は議長を補佐し、書記は議会の記録にあたる。

第18条(開会) 定例生徒議会は、月1回を原則とし、必要に応じて議長が臨時に召集することができる。

第5章 生徒会執行部

第19条(構成) 生徒会には次の役員をおく。

会長は1名とし、副会長は、2名。役員は原則として4名とする。

第20条(任務) 生徒会執行部は、生徒会活動の推進の中心となり、第4条の活動を行う。また、各会の活動を調整し援助する。

会 長・・・生徒会の代表者として運営の中心となる。

副会長・・・会長を補佐し、会長不在の時は、会長の代行をする。

役 員・・・生徒会活動の記録・書類の保管・必要事項の発表連絡・会計等に関する仕事にあたる。

※ 生徒会執行部役員は、学級の各種委員を兼ねることはできない。

第6章 委員会

第21条(構成) 委員長会は、各種委員会の委員長によって構成される。

第22条(任務) 委員長会は、各種委員長会相互の調整を行い、必要に応じて議案を生徒議会に提出する。

第23条(開会) 委員長会は、必要に応じて生徒会会長又は、生徒議会の議長が召集する。

第7章 各種委員会

第24条(構成) 各種委員会は、各学級から選出された委員によって構成される。

第25条(任務) 各種委員会は、生徒会活動の実践の中心となる。

学級委員長(男女各1名)・・・学級運営全般の企画。生徒議会代議員。生徒会行事の企画運営。

文化・生活(男女各1名)・・・学校生活の秩序づけのため、規律の向上と点検活動を行う。週番活動。文化的行事の補助及び活動。

保 体(男女各1名)・・・健康安全の保持のため、疾病者の救急連絡や保健行事の補助及び活動を行う。体育的行事の企画運営にリーダーシップを発揮し、あわせて施設、用具の管理を行う。

美 化(男女各1名)・・・校内の環境整美と美化清掃の計画と実施を促進し、あわせて清掃用具の管理を行う。また、緑化活動も行う。

図 書(男女各1名)・・・学校図書の管理運営を行い、会員の読書活動のための奉仕を行う。

[選挙管理委員(1名)・・・生徒会役員選挙の企画運営。任期は1年とする。]

第26条(委員長) 各委員会には、委員長・副委員長をおく。

第27条(開会) 定例各種委員会は月1回とし、必要に応じて委員長が臨時に召集することができる。

第8章 事業部

第28条(構成) 本会には、次の事業部をおく。

〈放送〉 その構成員については、活動状況に応じて決定する。

第29条(任務) 事業部は、各会からの要請により、奉仕的な活動を行う。

第9章 部活動

第30条(構成) 本会には、部活動として、運動部及び文化部をおく。

第31条(部長会) 部活動部長会は各部の部長で構成され、部活動間の調整を行う。

第32条(部活動規定) 部の新設・廃止及び入部・退部などの部活動規定については、別に定める。

第10章 選 挙

第33条(選挙) 生徒会執行部は、全生徒による選挙によって選出される。その選出方法については別に定める。

第11章 附 則

第34条(規約の改正) 本規約の改正は生徒議会で審議し、その議決を経た後、生徒総会での審議及び議決を必要とする。

第35条(決議の発効) 生徒会の一切の決議は、学校長の承認を得て効力を発する。

第36条(施行) 本規約は、昭和62年9月21日より施行する。

メモ

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for a memo or note. The box is white with a thin black border and occupies the central portion of the page.

メモ

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for a memo or note. The box is white with a thin black border and occupies the central portion of the page.

学校で必要な用品（R7.4月～）

通学用カバン	7,500円	体操服(男女共)	
上履き(スリッパ)	1,900円	半袖シャツ	2,900円～
体育館シューズ	3,500円	長袖シャツ	3,800円～
デザインセット	3,200円	ハーフパンツ	2,900円～
アルトリコーダー	2,350円	冬用体操服(男女共)	
ブレザー(ボタン)	100円	トレシャツ 上	5,300円～
名札	300円	トレパン 下	3,800円～

○各取扱店（定休日，営業時間，在庫状況は直接お店にご確認ください）

店名	電話	住所	物品名
ミキヤ 山口 アサダ	(252)5018 (285)2694 (238)3648	金岡町 2858-3 日置荘西町 3丁 5-14 中瓦町 1丁 3-8	標準服・ボタンなど
セントラルスポーツ	(285)1234	日置荘西町 1丁 40-6	体育館シューズ・上履き ★ウインドブレーカーなど
阪南チャンピオン スポーツ	(237)8800	福田 484	体操服
上野スポーツ	0721 (24)3135	富田林市常盤町 10-33	通学カバン ★水着
エディカル	(257)1000	金岡町 833-6	デザインセット
南八下中学校	(286)5571	菩提町 2丁 58	名札・ボタン

★について 水着…5月頃 ウインドブレーカー…10月頃

年	組	
---	---	--